

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

(1) 計画策定の背景と趣旨

本町では、庄内町環境基本条例の基本理念に基づいて、環境の保全と創造に関する施策等を、町、町民、事業者が相互に協力し、総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成20年8月に「庄内町環境基本計画」を策定し、「命はぐくむ郷土と地球をまもる 環境のまち」を目指して様々な環境施策を通じ、良好な環境づくりに取り組んできました。

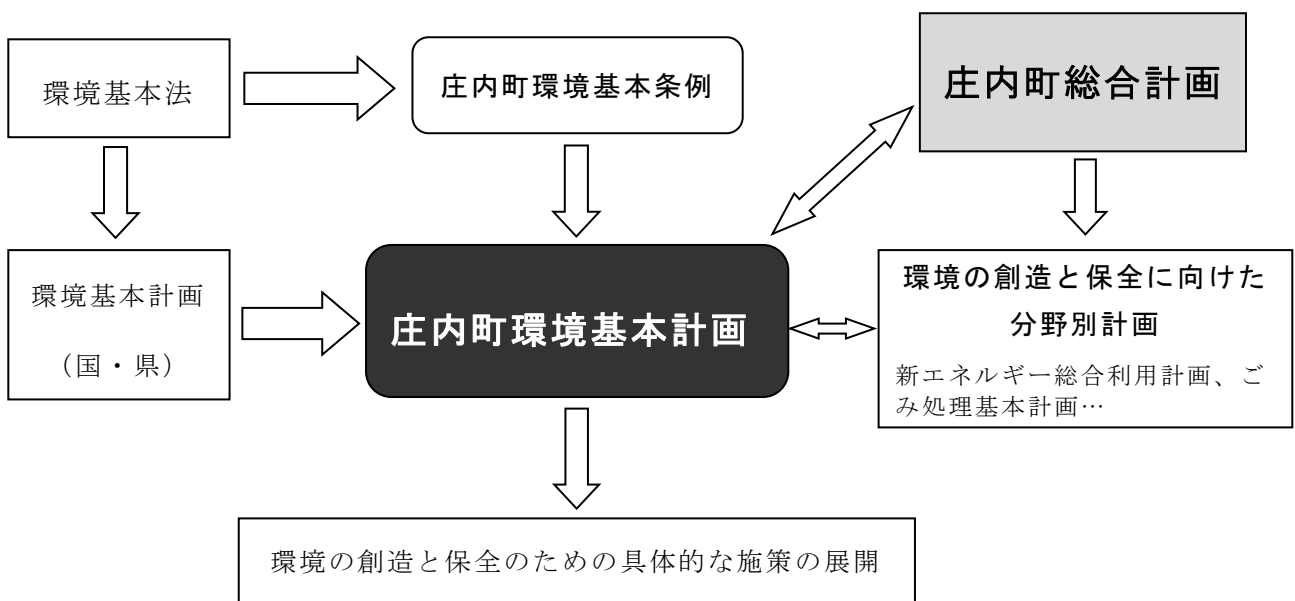
この間、地球温暖化への対策は緊急性を増し、持続可能な社会の形成に欠かせない資源・エネルギーの循環的利活用、大気や水質などの環境保全などは引き続き重要な環境課題となっており、関係法律や計画の整備が進んでいます。加えて、東日本大震災以降、全国的に広がる省エネ行動など、環境政策や社会状況が大きく変化しています。

こうした背景に対応しながら、様々な環境課題に取り組んでいくために、このたび「第二次庄内町環境基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

「環境基本法」、「山形県環境基本条例」の趣旨を踏まえ、「庄内町環境基本条例」を根拠とする計画で、庄内町環境行政の最上位計画です。

庄内町の施策体系においては、「第2次庄内町総合計画」を頂点とした分野計画に位置しますが、環境という側面から町の総合計画を推進するとともに、各種計画の環境に係る施策について基本となるものです。



2 計画の期間

この計画は、町の総合計画等との関連性を踏まえ、平成29年度から平成37年度までの9年間で計画期間とし、本町における今後の環境の保全に向けた取組みを推進していきます。なお、社会情勢の変化や新たな環境問題に的確な対応をするために、必要に応じて見直しを行うものとしします。

3 計画の対象地域と環境の範囲

(1) 対象地域

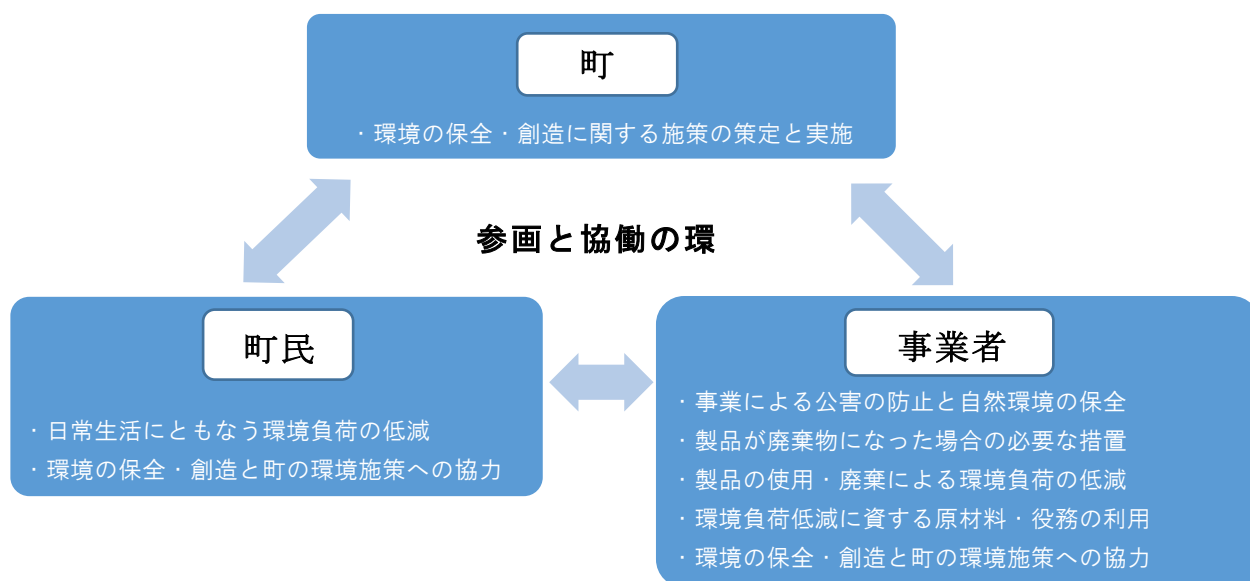
この計画の対象地域は、庄内町全域とします。ただし、本町だけでは解決できない環境問題に関しては、周辺市町村、県、国等との連携のもと、広域的な取組を進めていきます。

(2) 環境の範囲

この計画では、庄内町環境基本条例第7条の規定に基づく「生活環境」、「自然環境」、「資源」、「景観」及び「地球環境」の5つに加え、町、町民及び事業者の参画・協働による「町民参加」を対象とします。

4 計画の推進主体

この計画を推進する主体とその役割を次の図に示します。



町、町民、事業者の3つの主体が適正に役割を分担し、互いに協力して計画を推進します。